

Case3

雇用保険の被保険者資格を会社入社日に訂正できないだろうか。

20年以上勤務した会社を勧奨退職することになり、公共職業安定所（ハローワーク）に対し、雇用保険に関する離職手続を行ったところ、ハローワークから「雇用保険の被保険者資格取得日は、会社入社日の約2年後の日付のため、被保険者期間は20年に満たない。」と説明された。その後、入社後3か月目以降の給与明細書が出てきたので、ハローワークにそれを見せたところ、「給与明細書を基に入社後3か月目から被保険者期間として認められると考えるが、それでも被保険者期間は20年には満たない。」と説明された。

このままだと、失業中に給付される雇用保険の求職者給付の基本手当（いわゆる通常の失業給付。以下「失業給付」という。）の給付期間については、被保険者期間が20年以上の場合の240日でなく、20年未満の場合の210日になる。雇用保険の被保険者資格取得日について、会社入社日にならないか。



Case3 つづき 行政相談委員の対応

相談者に対し、i) 会社に20年以上前の相談者の雇用保険料の納付記録があるかどうかを確認するよう説明し、また、その記録が不明な場合は、ii) 日本年金機構に厚生年金等の被保険者資格取得日を照会するよう説明しました。

その結果、i) 会社に雇用保険料の納付記録は残っていなかったが、ii) 厚生年金等の被保険者資格取得日については、会社入社日であることが判明しました。このことから、行政相談委員は自身の社会保険労務士としての経験も踏まえ、相談者に次の①から③のとおり説明等を行いました。

- ① i) 厚生年金等の被保険者資格取得日が会社入社日であること、ii) 本人保管の入社後3か月目以降の給与明細書に雇用保険料が控除されていることにより、ハローワークで雇用保険の被保険者資格取得日を入社日に訂正してもらえるとされることを説明しました。
- ② 手続については、i) 雇用保険被保険者資格取得（喪失）届の訂正願いにより、雇用保険の被保険者資格取得日を訂正できることを説明するとともに、ii) その場合に必要な関係書類について具体の例を示しました。
- ③ ハローワークで上記①の訂正が行われるよう、上記②の手続き等について会社に協力を求める必要があることを説明しました。

この説明等により、相談者は会社に協力を求め、会社では、ハローワークに雇用保険被保険者資格取得（喪失）届の訂正願を提出しました。ハローワークにより雇用保険の被保険者資格取得日が会社入社日に訂正され、失業給付の給付期間が240日となりました。

